

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 3 6 号

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則の一部を改正する規則

外国青年招致事業に係る外国青年（国際交流員）任用規則（平成 3 1 年大田市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「第 9 条の 2 第 1 号」を「第 9 条の 2 第 1 項第 1 号」に改める。

第 1 5 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、別表第 2 に掲げる休暇のうち、第 4 号及び第 6 号の休暇については有給休暇とする。

第 1 7 条第 1 項を次のように改める。

大田市職員の休日及び休暇に関する条例（平成 1 7 年大田市条例第 3 6 号。以下「休日休暇条例」という。）第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定は、大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年大田市規則第 2 0 号）第 1 5 条の規定により、参加者（引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、当該申出において、大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 1 7 年大田市規則第 3 3 号）第 5 条第 3 項の規定により、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して 9 3 日を経過する日から 6 月を経過する日までに、その任用期間が満了し、かつ、更新がないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、休日休暇条例第 1 2 条第 2 項中「6 月」とあるのは「9 3 日」と読み替えるものとする。

第 1 7 条に次の 1 項を加える。

3 介護休暇の取得単位は1日又は1時間とする。

第30条第1項第6号を削り、第7号を同項第6号とする。

第31条第2項第1号中「及び」を「又は」に改める。

別表第1中「

7	参加者が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日前5日から当該結婚の日後6月を経過する日までの間の5日の範囲内の期間又は連続する7日の範囲内の期間
---	--	---

」を「

7	参加者が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
---	--	---

」に改め、同表に次のように加える。

9	新型コロナウイルス感染症拡大防止において参加者が出勤することが著しく困難であると認められる場合として、次の各号のいずれかに該当する場合 ア 検疫法(昭和26年法律第201号)第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものを含む。)の対象となった場合 イ 検疫法第16条の2第1項又は第2項に基づき、参加者又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な	必要と認められる期間
---	--	------------

	<p>協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、参加者又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> <p>エ 参加者又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>オ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う参加者が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	
--	--	--

別表第3中「都市」を「とし」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。